

壬 生 町 水 道 事 業

壬生町水道事業では、お客様に安全でおいしい水を供給するために水源から蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。水質検査計画とは、この水質検査を「どのような地点で」「どのような項目について」「どのような基準、頻度で」行うかなど、どのようにして水道水の安全確認を行うか、その計画を示したものです。

◎ 令和 8 年度（2026年度）水質検査計画内容 ◎

1. 基本方針
2. 水道事業のあらまし
3. 原水及び水道水の状況
4. 検査項目及び頻度
5. 水質検査地点
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の方法
8. 水質検査計画及び結果の公表方法
9. 水質検査の頻度と信頼性保証
10. 関係者との連携



南部配水場 令和5年に建てかえました。

1. 基本方針

- (1) 水質検査は、給水栓（蛇口）、配水場の入口（原水）及び配水場出口（浄水）で行います。
- (2) 検査項目は、水道法で義務づけられている「水質基準項目」、検査計画に位置づけることが望ましいとされている「水質管理目標設定項目」、及びお客様に供給されている水道水がより安全で良質であることを保証する為に壬生町が「独自に行う水質項目」とします。
尚、水質管理上必要である原水についても実施します。
- (3) 検査頻度は、検査項目のこれまでの検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は、厚生労働省登録検査機関に委託して行います。

2. 水道事業のあらまし

給水状況は、別表のとおりです。※表（1）参照

配水施設状況は、別表のとおりです。※表（2）参照

表（1）給水概要

計 画 給 水 人 口	人	50,000
行 政 区 域 内 人 口	人	37,934
給 水 区 域 内 人 口	人	37,934
給 水 人 口	人	37,458
給 水 区 域 内 戸 数	戸	16,917
給 水 戸 数	戸	14,969
普 及 率	%	98.75
現 在 配 水 能 力	m ³ /日	19,400
計 画 配 水 能 力	m ³ /日	19,400
年 間 取 水 量	m ³	4,040,432
年 間 配 水 量	m ³	3,984,260
年 間 有 収 水 量	m ³	3,441,707
有 収 率	%	86.38
一 日 最 大 取 水 量	m ³	12,338
一 日 平 均 取 水 量	m ³	11,070
一 日 最 大 配 水 量	m ³	12,053
一 日 平 均 配 水 量	m ³	10,916

令和 8年(2026)年 3月31日 現在

表（2）配水施設状況

	北 部 配 水 場	中 央 配 水 場	南 部 配 水 場
所 在 地	緑町4-6-4	助谷1180-4	壬生甲1157
水 源	地下水（7ヶ所）	地下水（3ヶ所）	地下水（3ヶ所）
配 水 池 容 量	2,000m ³ ×2池	4,000m ³ ×1池	800m ³ ×1池
使 用 薬 品	次亜塩素酸ソーダ1.2% (品質特級 食塩分1%以下)	次亜塩素酸ソーダ1.2% (品質特級 食塩分1%以下)	次亜塩素酸ソーダ1.2% (品質特級 食塩分1%以下)
配 水 方 法	圧 送	圧 送	圧 送
現 在 配 水 能 力 (m ³)	10,000m ³	4,400m ³	5,000m ³

3. 原水及び水道水の状況

水道の原水（水源の水）の状況として、水質管理上留意すべき項目を示しました。

(1) 原水状況

	全水源
原水の汚染要因	窒素肥料、腐敗した動植物などに含まれる窒素化合物
	畜舎排水
	農薬散布
留意すべき項目	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	大腸菌・嫌気性芽胞菌(クリプトスポリジウム、シアルジア)
	農薬類

(2) 水道水状況

水道水は、水質基準を全て満足しており、安全で良質な水をお届けしております。

4. 検査項目及び頻度

① 法令等に基づく検査項目と頻度

- (1) 消毒の残留効果(遊離残留塩素)及び色・濁りの検査を給水栓(蛇口)及び配水場出口(浄水)で1日1回行います。※表(3)参照
- (2) [No.1. 2. 39. 47~52]の9項目の検査を、配水区ごとにローテーションを組み1ヶ月に1回行います。※表(4)参照
- (3) (2)の9項目に加えて、無機物・重金属(No.9. 10. 11. 13)、一般有機物(No.15. 20)、消毒副生成物(No.22~32)、着色(No.34)、発泡(No.45)、の28項目検査を、配水区ごとに3ヶ月に1回行います。※表(4)・(8)参照
- (4) 52項目検査を、配水区ごとに年1回行います。

ただし、原水の水質等に変動による汚染のおそれが少ないと認められたときは、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときはおおむね1年に1回以上、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上の検査を行います。※表(4)・(8)参照

② 本町が独自に行う検査項目と頻度

(1) 原水の検査

- ・ 省略不可9項目の検査を、全ての水源について年5回行います。※表(4)・(9)参照
- ・ 表(4)のうち[消毒副生成物(No.22~32)][基礎的性状(No.49)]を除く40項目の検査をすべての水源について年1回行います。※表(4)・(9)参照
- ・ 独自の検査項目及び検査の頻度ですべての水源(原水)について大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を年6回×井戸数13箇所行いまして検出された場合は浄水又は原水で行います。※表(6)・(9)参照

(2) 水質管理目標設定項目の検査

- ・ 水質管理目標設定項目の検査を1箇所ずつ配水区ごとにローテーションを組み年1回行います。※表(6)・(9)参照

③ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査頻度について

- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査を、浄水1ヶ月に1回・原水2ヶ月に1回行います。※表(4)・(8)・(9)参照

5. 水質検査地点

水質検査地点は、別表のとおり行います。※表(8)・(9)参照

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき
- ③水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥その他特に必要があると認められるとき

7. 水質検査の方法

- (1) 毎日検査は、給水区域内の給水栓(3箇所)、管末給水栓(9箇所)及び各配水施設の出口(3箇所)にて採水し、水質検査実施します。
 - (2) 原水及び給水栓の水質基準項目等の検査は、厚生労働省登録検査機関に委託して行います。
- 水質検査方法は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日 厚生労働省令第101号)に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年7月22日 厚生労働省告示第261号)により行い、省令に記載されていない項目については上水試験方法(日本水道協会編)などにより行います。
- (3) 臨時の水質検査についても厚生労働省登録検査機関に委託して行います。

8. 水質検査計画及び結果の公表方法

水質検査計画や水質検査結果については、水道課で閲覧できるほか、壬生町のホームページで公表します。

9. 水質検査の精度と信頼性保証

委託検査機関に対し、定期的に精度管理実施状況(内部精度管理・外部精度管理)の報告を求め、検査の精度と信頼性を確認します。

10. 関係者との連携

水道の水質管理を万全にし、水道水の安全性を確保するために、県や近隣市町の水道事業関連部局との連携・情報交換を図り水質保全に努めます。また、水質汚染事故に素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携に努めます。

この水質検査計画についてのお客様のご意見をお寄せください。

お客さまからのご意見は、今後の水質検査計画作成にあたり参考とさせていただきます。

◆問い合わせ先 壬生町建設部水道課
〒321-0292 壬生町大字壬生甲3841番地1
TEL 0282-82-2260 FAX 0282-82-7708
ホームページアドレス <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

表(3) 1日1回行う水質検査(浄水)

項目No.	1日1回行う検査項目名	基準値	検査頻度	検査方法
			(回/年)	
1	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上	毎日	DPD粉末試薬・簡易型測定器使用
2	色	異常なし	毎日	目視にて色がでないこと
3	にごり	異常なし	毎日	目視にて濁り及び異物の混入がないこと

表(4) 水質基準項目の検査頻度

区分	項目No.	水質基準項目	基準値	単位	検査計画頻度(回/年)					検査頻度
					10項目	28項目	52項目	10項目	40項目	
					浄水	浄水	浄水	原水	原水	
健康に関する項目	病原生物による汚染の指標	1 一般細菌	100	個/ml以下	69	12	3	65	13	月1回
		2 大腸菌	不検出		69	12	3	65	13	月1回
	無機物・重金属	3 カドミウム及びその化合物	0.003	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		4 水銀及びその化合物	0.0005	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		5 セレン及びその化合物	0.01	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		6 鉛及びその化合物	0.01	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		7 ヒ素及びその化合物	0.01	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		8 六価クロム化合物	0.02	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		9 亜硝酸態窒素	0.04	mg/L以下	-	12	3	-	13	年4回
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	mg/L以下	-	12	3	-	13	年4回
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	mg/L以下	69	12	3	65	13	月1回
		12 フッ素及びその化合物	0.8	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		13 ホウ素及びその化合物	1.0	mg/L以下	-	12	3	-	13	年4回
	一般有機物	14 四塩化炭素	0.002	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		15 1,4-ジオキサン	0.05	mg/L以下	-	12	3	-	13	年4回
		16 3,4-ジクロロベンゼン及び1,2,4-トリクロロベンゼン	0.04	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		17 ジクロロメタン	0.02	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		18 テトラクロロエチレン	0.01	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		19 トリクロロエチレン	0.01	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		20 PFOS及びPFOA	0.00005	mg/L以下	-	12	3	-	13	年4回
		21 ベンゼン	0.01	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
	消毒副生成物	22 塩素酸	0.6	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		23 クロロ酢酸	0.02	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		24 クロロホルム	0.06	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		25 ジクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		26 ジブロモクロロメタン	0.1	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		27 臭素酸	0.01	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		28 総トリハロメタン	0.1	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		29 トリクロロ酢酸	0.03	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		30 プロモジクロロメタン	0.03	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		31 プロモホルム	0.09	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
		32 ホルムアルデヒド	0.08	mg/L以下	-	12	3	-	-	年4回
水道水が有すべき性状に関する項目	着色	33 亜鉛及びその化合物	1.0	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		34 アルミニウム及びその化合物	0.2	mg/L以下	-	12	3	-	13	年4回
		35 鉄及びその化合物	0.3	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		36 銅及びその化合物	1.0	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
	味	37 ナトリウム及びその化合物	200	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		38 マンガン及びその化合物	0.05	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
	味	39 塩化物イオン	200	mg/L以下	69	12	3	65	13	月1回
		40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		41 蒸発残留物	500	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
	発泡	42 陰イオン界面活性剤	0.2	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		43 ジェオスミン	0.00001	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
	かび臭	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		45 非イオン界面活性剤	0.02	mg/L以下	-	12	3	-	13	年4回
	臭気	46 フェノール類	0.005	mg/L以下	-	-	3	-	13	年1回
		47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	mg/L以下	69	12	3	65	13	月1回
	基礎的性状	48 pH値	5.8-8.6		69	12	3	65	13	月1回
49 味		異常でない		69	12	3	65	-	月1回	
50 臭気		異常でない		69	12	3	65	13	月1回	
51 色度		5	度以下	69	12	3	65	13	月1回	
52 濁度		2	度以下	69	12	3	65	13	月1回	

※備考 ① -は、検査を行いません。 ② 検査計画頻度の10項目とは、省略不可9項目と硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の検査です。

表(5) クリアトリップ等対策(2項目)

指 標	菌 項 目	基準値	単位	検査頻度
1	大腸菌	不検出		年 6 回
2	嫌気性芽胞菌	不検出		

表(6) 水質管理目標設定項目の検査頻度

項目 No.	水質管理目標設定項目	目標値	採取種別	検査計画頻度(回/年)		備考
				浄水(蛇口)	原水(水源)	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	浄水	3	—	無機物質 重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	浄水	3	—	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	浄水	3	—	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	浄水	3	—	一般有機化学物質
8	トルエン	0.4mg/L以下	浄水	3	—	一般有機化学物質
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	浄水	3	—	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	浄水	3	—	代替酸化剤
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	浄水	3	—	代替酸化剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	浄水	3	—	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	浄水	3	—	
15	農薬類 ※1, 2, 3	1mg/L以下	原水	—	3	農薬
16	残留塩素	1mg/L以下	浄水	3	—	におい
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L~100mg/L	浄水	3	—	味覚
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	浄水	3	—	色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	浄水	3	—	味覚
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	浄水	3	—	臭気
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	浄水	3	—	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	浄水	3	—	味覚
23	臭気強度(TON)	3以下	浄水	3	—	におい
24	蒸発残留物	30mg/L~200mg/L	浄水	3	—	味覚
25	濁度	1度以下	浄水	3	—	濁り
26	pH値	7.5程度	浄水	3	—	水道施設の 健全性の指標
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	浄水	3	—	
28	従属栄養細菌検査	2,000個/mL以下(暫定)	浄水	3	—	細菌
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	浄水	3	—	一般有機
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	浄水	3	—	色

備考

※1 「令和6年度」栃木県各農薬(有効成分)の使用先別使用量一覧表より選ばせていただき決定します。

※2 農薬類の目標値は、各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位ではありません。

※3 原水(水源)各配水区別にローテーションを組んで毎年検査をしております。

※4 —は、検査を行いません。

※5 「No.4、6、7、11、31」は、欠番

表(7) 水質管理目標設定項目 (農薬)

番号	項目	目標値 (mg/L)	用途	番号	項目	目標値 (mg/L)	用途
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	0.06	殺虫剤	61	チオベンカルブ	0.02	除草剤
2	2,2-DPA(ダラボン)	0.08	除草剤	62	テフリルトリオン	0.002	除草剤
3	2,4-D(2,4-P A)	0.02	除草剤	63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	除草剤
4	E P N	0.004	殺虫剤	64	トリクロピル	0.006	殺虫剤
5	M C P A	0.005	除草剤	65	トリクロルホン(DEP)	0.005	殺虫剤
6	アシュラム	0.9	殺虫剤	66	トリシクラゾール	0.1	殺菌剤・殺虫剤 植物成長調整剤
7	アセフェート	0.006	殺虫剤・殺菌剤	67	トリフルラリン	0.06	除草剤
8	アトラジン	0.01	除草剤	68	ナプロバミド	0.03	除草剤
9	アニコホス	0.003	除草剤	69	パラコート	0.01	除草剤
10	アミトラズ	0.006	殺虫剤	70	ピペロホス	0.0009	除草剤
11	アラクロール	0.03	除草剤	71	ピラクロニル	0.01	除草剤
12	イソキサチオン	0.005	殺虫剤	72	ピラゾキシフェン	0.004	除草剤
13	イソフェンホス	0.001	殺菌剤	73	ピラソリネート(ピラソレート)	0.02	殺虫剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	殺虫剤	74	ピリダフェンチオン	0.002	除草剤
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	殺菌剤・殺虫剤 植物成長調整剤	75	ピリプチカルブ	0.02	除草剤
16	イブフェンカルバゾン	0.002	除草剤	76	ピロキロン	0.05	殺虫剤・殺菌剤
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	殺菌剤	77	フィプロニル	0.0005	殺虫剤・殺菌剤
18	イミノクタジン	0.006	殺虫剤・殺菌剤	78	フェントロチオン(MEP)	0.01	殺虫剤・殺菌剤
19	インダノファン	0.009	除草剤	79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	殺虫剤・殺菌剤
20	エスプロカルブ	0.03	除草剤	80	フェリムゾン	0.05	殺虫剤
21	エトフェンブロックス	0.08	殺虫剤	81	フェンチオン(MPP)	0.006	殺虫剤
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	殺虫剤	82	フェントエート(PAP)	0.007	殺虫剤・殺菌剤
23	オキサジクロメホン	0.02	除草剤	83	フェントラザミド	0.01	除草剤
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	殺虫剤・殺菌剤	84	フサライド	0.1	殺虫剤・殺菌剤
25	オリサストロピン	0.1	殺虫剤・殺菌剤	85	ブタクロール	0.03	除草剤
26	カズサホス	0.0006	殺虫剤	86	ブタミホス	0.02	除草剤
27	カフェンストロール	0.008	殺虫剤・殺菌剤	87	ブプロフェジン	0.02	殺虫剤・殺菌剤
28	カルタップ	0.05	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	88	フルアジナム	0.03	殺菌剤
29	カルバリル(NAC)	0.02	殺虫剤	89	プレチラクロール	0.05	除草剤
30	カルボフラン	0.0003	代謝物	90	プロシミドン	0.09	殺菌剤
31	キノクラミン(CAN)	0.005	除草剤	91	プロチオホス	0.007	殺虫剤
32	キャプタン	0.3	殺菌剤	92	プロピコナゾール	0.05	殺菌剤
33	クミロン	0.03	除草剤	93	プロピザミド	0.05	除草剤
34	グリホサート	2	除草剤	94	プロベナゾール	0.03	殺虫剤・殺菌剤
35	グルホシネート	0.02	除草剤 植物成長調整剤	95	プロモブチド	0.1	殺虫剤・殺菌剤
36	クロメブロップ	0.02	除草剤	96	ベノミル	0.02	殺菌剤
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	除草剤	97	ペンシクロン	0.1	殺虫剤・殺菌剤
38	クロルピリホス	0.003	殺虫剤	98	ベンゾピシクロン	0.09	除草剤
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	殺虫剤・殺菌剤	99	ベンゾフェナップ	0.005	除草剤
40	シアナジン	0.001	除草剤	100	ベントラジン	0.2	除草剤
41	シアノホス(CYAP)	0.003	殺虫剤	101	ペンディメタリン	0.3	除草剤 植物成長調整剤
42	ジウロン(DCMU)	0.02	除草剤	102	ベンフラカルブ	0.02	殺虫剤・殺菌剤
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	除草剤	103	ベンフルラリン(バスロジン)	0.01	除草剤
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	殺虫剤	104	ベンフレセート	0.07	除草剤
45	ジクワット	0.01	除草剤	105	ホスチアゼート	0.005	殺虫剤
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	殺虫剤	106	マラチオン(マラソン)	0.7	殺虫剤
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005 (二硫化炭素として)	殺虫剤・殺菌剤	107	メコブロップ(MCPP)	0.05	除草剤
48	ジチオピル	0.009	除草剤	108	メソミル	0.03	除草剤
49	シハロホップチル	0.006	除草剤	109	メタラキシル	0.2	殺虫剤・殺菌剤
50	シマジン(CAT)	0.003	除草剤	110	メチダチオン(DMTP)	0.004	殺虫剤
51	ジメタメトリン	0.02	除草剤	111	メトミノストロピン	0.04	殺虫剤・殺菌剤
52	ジメトエート	0.05	殺虫剤	112	メトリブジン	0.03	除草剤
53	シメトリン	0.03	除草剤	113	メフェナセット	0.02	除草剤
54	ダイアジノン	0.003	殺虫剤・殺菌剤	114	メプロニル	0.1	殺虫剤・殺菌剤
55	ダイムロン	0.8	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	115	モリネート	0.005	除草剤
56	ダゾメット、メタム及びメチルイソチ オシアネート(MITCとして測定する。)	0.01 (メトリブジンとして)	殺虫剤・殺菌剤				
57	チアジニル	0.1	殺虫剤・殺菌剤				
58	チウラム	0.02	殺虫剤・殺菌剤				
59	チオジカルブ	0.08	殺虫剤				
60	チオファネートメチル	0.3	殺虫剤・殺菌剤				

表(8) 水質検査地点(浄水)

採取場所名称	配水区分	4月10日(金)	5月15日(金)	6月12日(金)	7月10日(金)	8月7日(金)	9月11日(金)	10月9日(金)	11月13日(金)	12月11日(金)	1月15日(金)	2月12日(金)	3月12日(金)
1 榑江田創設	中央配水区	10		10		10		10		10		28	
2 壬生町立羽生田小学校	中央配水区		10		52		10		28		10		10
3 たちばな幼稚園 (賈石山上田寺)	中央配水区	10		10		28		10		10		10	
4 壬生総合公園	中央配水区		28		10		10		10		10		10
5 壬生町中央配水場	中央配水区	10 放			10 放			10 放		水管 (農業除く)	10 放		
6 やすづか幼稚園	北部配水区	10		10		10		10		10		28	
7 森の子保育園	北部配水区		10		52				28		10		10
8 壬生町東雲公園	北部配水区	10		10		28		10		10		10	
9 デイサービスセンター あいの杜ひだまり	北部配水区		28		10		10		10		10		10
10 壬生町北部配水場	北部配水区	10 放			10 放			10 放		水管 (農業除く)	10 放		
11 壬生町立藤井小学校	南部配水区	10		10		10		10		10		28	
12 榑北研きのこ種菌工場	南部配水区		10		52		10		28		10		10
13 壬生町立壬生中学校	南部配水区	10		10		28		10		10		10	
14 壬生町立稲葉小学校	南部配水区		28		10		10		10		10		10
15 壬生町南部配水場	南部配水区	10 放			10 放			10 放		水管 (農業除く)	10 放		

※10⇒9項目に硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を加えた10項目

※10⇒10項目、28⇒28項目、52⇒52項目、水管⇒水質管理目標設定項目(農業除く)、放⇒放射性物質濃度測定

表(9) 水質検査地点(原水)

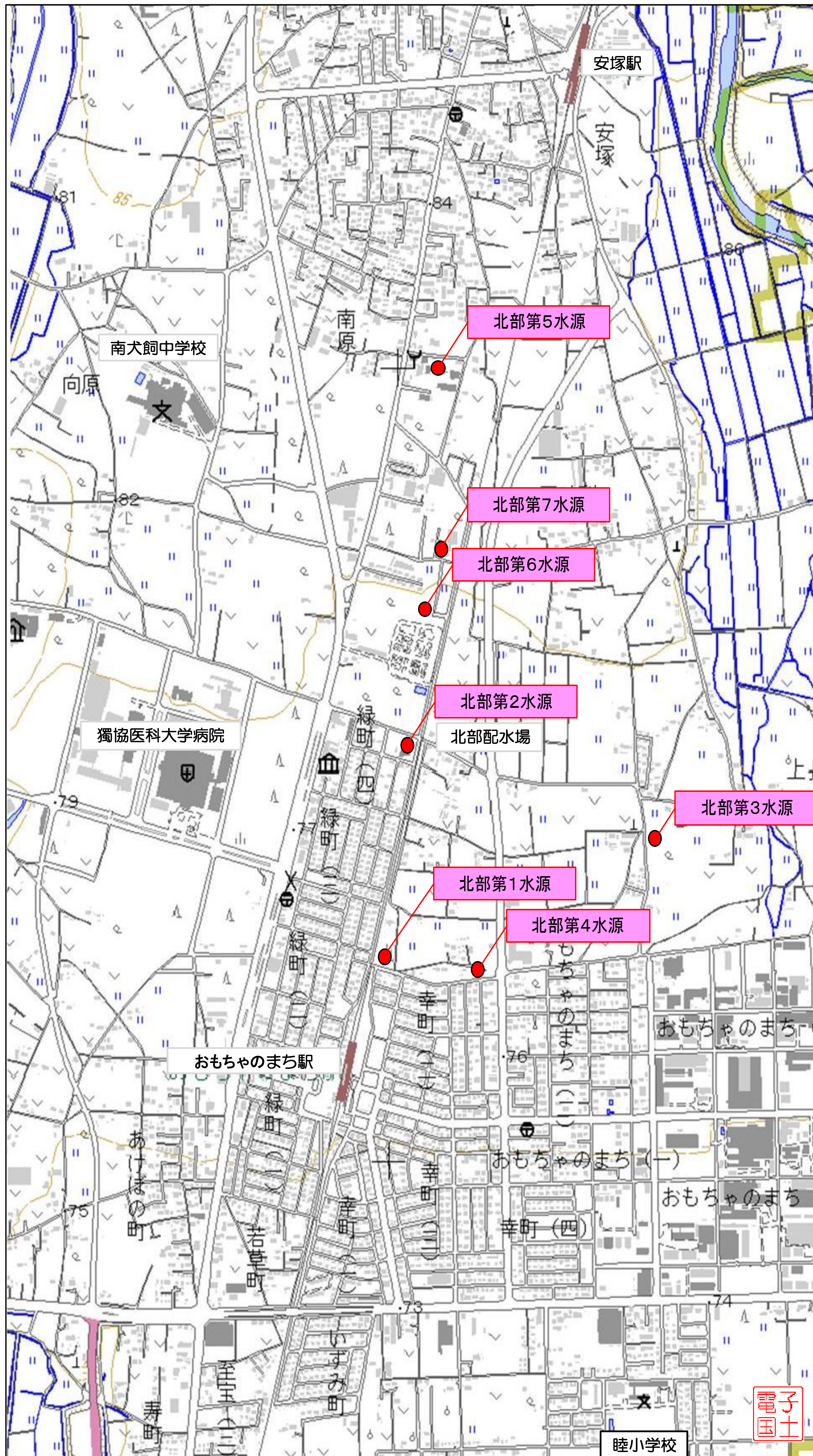
採取場所名称	配水区分	4月10日(金)	5月15日(金)	6月12日(金)	7月10日(金)	8月7日(金)	9月11日(金)	10月9日(金)	11月13日(金)	12月11日(金)	1月15日(金)	2月12日(金)	3月12日(金)
16 中央第1水源	中央配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10+指 水管(農業)		40 指	
17 中央第2水源	中央配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
18 中央第3水源	中央配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
19 北部第1水源	北部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10+指 水管(農業)		40 指	
20 北部第2水源	北部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
21 北部第3水源	北部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
22 北部第4水源	北部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
23 北部第5水源	北部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
24 北部第6水源	北部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
25 北部第7水源	北部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
26 南部第1水源	南部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
27 南部第3水源	南部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10 指		40 指	
28 南部第2水源	南部配水区	10 指		10 指		10 指		10 指		10+指 水管(農業)		40 指	

※10⇒9項目に硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を加えた10項目

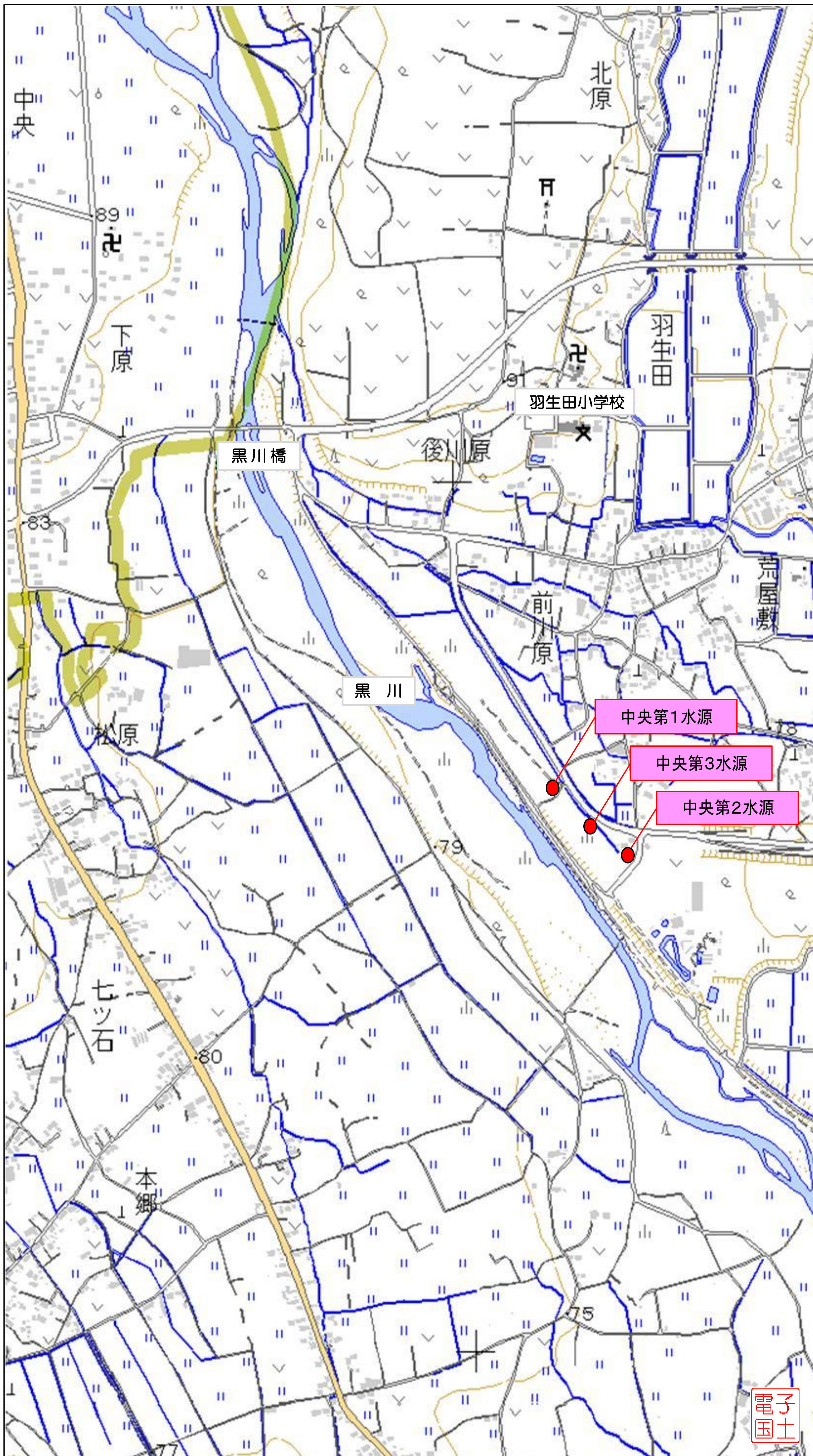
※40⇒40項目、10⇒10項目、指⇒クリプトスピラ等対策(2項目)(大腸菌・嫌気性芽胞菌)、水管(農業)⇒水質管理目標設定項目(農業)

※水質管理目標設定項目(農業)は、「令和6年度」栃木県各農業(有効成分)の使用先別使用量一覧表より選ばせていただき決定します。

表(10) 北部水源「7ヶ所」



表(11) 中央水源「3ヶ所」



表(12) 南部水源「3ヶ所」

